

地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第8次分）」への対応について、区への実質的な影響があるとされた法令について、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等【緩和】

<平成30年6月施行、又は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日>

○主な内容：①予防接種法に基づく予防接種の実施等の事務処理において、マイナンバー制度による情報連携の項目に、必要な特定個人情報を追加（※1）することにより、添付書類を省略することができる。

②老人福祉法等に基づく入所措置等（※2）の費用徴収に関する事務処理において、本人又はその扶養義務者の収入状況の報告要求等の規定を整備するとともに、地方税関係情報の情報連携を可能とする。このことにより添付書類を省略することができる。

○特別区への影響：今回の法改正により、事務処理や手続きの効率化を図ることができる。  
なお、当該事務のうち一部については、東京都が行う事務であるため、特別区では事務処理や手続きに係る影響は発生しない。

※1

| 事 務                                  | 追加される連携情報                    |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 予防接種実施事務                             | 障害者関係情報                      |
| 予防接種実費徴収事務                           | 生活保護関係情報<br>中国残留邦人等支援給付等関係情報 |
| 小児慢性特定疾病医療費支給事務 …*                   | 医療保険給付関係情報                   |
| 特定医療費支給事務 …*                         | 医療保険給付関係情報                   |
| 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による入所の措置等に係る費用徴収事務 | 地方税関係情報                      |

※2

|                     |  |
|---------------------|--|
| 知的障害者福祉法            | ： 障害福祉サービスの提供等の措置（15条の4）<br>障害者支援施設への入所等の措置（16条1項2号）                       |
| 老人福祉法               | ： 老人ホームへの入所等の措置（11条）   |
| 身体障害者福祉法            | ： 障害福祉サービスの提供等の措置（18条1項）<br>障害者支援施設への入所等の措置（18条2項）                         |
| 児童福祉法               | ： 障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（21条の6）<br>児童入所措置（27条1項3号）…*<br>障害児入所措置（27条2項）…* |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | ： 入院措置（29条及び29条の2）…*   |

（\*：東京都が行う事務）

(2) 災害対策基本法【緩和】 <平成30年6月施行>

- 主な内容：被災都道府県から応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化。
- 特別区への影響：既存協定自治体との関係性への配慮や、都災害時受援応援計画、内閣府が示すカウンターパート方式との整合性に留意し、協定や地域防災計画等の修正を行う必要がある。

(3) 災害弔慰金の支給等に関する法律【緩和】 <平成31年4月施行予定>

- 主な内容：法で3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定することが可能となる。
- 特別区への影響：改正内容の趣旨に沿うためには、区条例の改正が必要であり、改正に当たっては、貸付利率設定の基準、違約金利率と条例の関係性を確認する必要がある。

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律【緩和】

<平成30年9月施行予定>

- 主な内容：幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所に適用されている「従うべき基準」から「標準」への緩和と同様の特例措置を設ける。
- 特別区への影響：本基準については都条例及び条例施行規則の規定に従っているため、区独自の基準設定は行っておらず、特段の影響はない。

(5) 子ども・子育て支援法【緩和】 <平成30年9月施行予定>

- 主な内容：特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出とする。
- 特別区への影響：児童福祉法に基づく認可・変更手続きと並行して実施する事務であり、本事務の手続きのみを変更しても特段の影響はない。

## 2 提案募集方式による特別区提案について（平成30年6月5日提出）

- (1) 国庫補助事業を活用して取得した道路用地等を目的外に使用する場合、貸付等で得た収益は、補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額を除き国庫に納付することとなっているが、これを緩和し、整備前においても将来の整備費等に充当する目的の基金に積み立てることなどを条件に、地方公共団体の歳入にできるようにすることを求める。
- (2) 租税特別措置法の課税特例が適用される事業において、個人または法人の有する土地等の資産を買取りした場合、一定の要件を満たせば被買取者の譲渡所得への課税特例が適用されるが、当該土地の暫定活用として収益事業を行った場合でも、特例への影響がないという取り扱いを明確化することを求める。

- (3) 家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、連携施設の対象としての「保育所」の定義に、認証保育所、企業主導型保育事業所、特区小規模保育事業所を追加すること。  
また、事業実施場所において代替保育が提供される場合には、連携施設の確保を求めないとする例外規定について、その要件や運用上の取り扱いの具体化、明確化を求める。
- (4) 家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置期間を延長することを求める。